第４章第５節３を削る。

第５章２中「指定地方行政機関の長〔水戸原子力事務所長〕及び」を削る。

別表２中、「口蹄疫ウイルス」の次に「，アフリカ馬疫ウイルス，小反芻獣疫ウイルス，豚コレラウイルス」を加え、「アフリカ豚コレラウイルス」の次に「，高病原性鳥インフルエンザウイルス，低病原性鳥インフルエンザウイルス」を加える。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節１の３つめの○中「社会・援護局総務課」を「大臣官房厚生科学課」に改める。

第１章第２節１を削り、同節５(1)の１つめの○中「ＮＢＣ攻撃等」の次に「（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）」を加え、同節５(1)の３つめの○を削り、同節５(2)の１つめから３つめまでの○及び５つめの○中「、医薬食品局及び社会・援護局」を「及び医薬食品局」に改め、同節５(3)中「（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）」を削り、同節２を同節１とし、同節３から５までを一つずつ繰り上げる。

第１章第３節１(1)の５つめの○中「社会・援護局総務課」を「大臣官房厚生科学課」に改め、同節１(2)の２つめの○中「、社会・援護局長」を削り、同節２の１つめの○の２つめの・を削る。

第２章②の１つめの○中「社会・援護局総務課」を「大臣官房厚生科学課」に改め、同章⑦の２つめの○中「社会・援護局」を「大臣官房」に改める。

第３章第１節の９つめの○中「霞が関ＷＡＮ」を「政府共通ネットワーク」に改め、「これらのシステムをその特性に応じて」を削る。

第３章第２節２を削り、同節３を同節２とする。

第４章第１節を次のように改める。

第１節　総則

○　内閣総理大臣が国民保護法第88条第２項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

第４章第２節中「、医薬食品局及び社会・援護局」を「及び医薬食品局」に改め、「行うほか、」の次に「物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、」を加える。

第４章第５節３を削る。

第８章１(2)の１つめの○中「社会・援護局総務課」を「大臣官房厚生科学課」に改め、同章１(3)の２つめの○中「、社会・援護局長」を削る。

別添の２中「口蹄疫ウイルス」の次に「、アフリカ馬疫ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、豚コレラウイルス」を加え、「アフリカ豚コレラウイルス」の次に「、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス」を加える。

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく農林水産省、林野庁及び水産庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成26年５月14日

農林水産大臣　林　　芳正
林野庁長官　沼田　正俊
水産庁長官　本川　一善

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

別紙１の２中「口蹄疫ウイルス」の次に「、アフリカ馬疫ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、豚コレラウイルス」を加え、「アフリカ豚コレラウイルス」の次に「、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス」を加える。

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画を次のとおり変更したので、同法第33条第５項の規定に基づき公表する。

平成26年５月14日

経済産業大臣　茂木　敏充
資源エネルギー庁長官　上田　隆之
中小企業庁長官　北川　慎介

経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

別表の２を次のように改める。

２　家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ馬疫ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス

国土交通省・観光庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国土交通省及び観光庁の国民の保護に関する計画（国土交通省・観光庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日

国土交通大臣　太田　昭宏
観光庁長官　久保　成人

国土交通省・観光庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第３章第11節の１つめの○中「原子力規制委員会及び」を削る。

第３章第11節の２つめの○中「原子力規制委員会委員及び」を削る。

第４章第１節３の２つめの○中「成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を管理する」を「空港管理者である」に改める。

国土地理院国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国土地理院の国民の保護に関する計画（国土地理院国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日

国土地理院長　稲葉　和雄

国土地理院国民保護計画の一部を次のように変更する。

第３章第２節１中「国土交通省」を「国土交通省・観光庁」に改める。

第６章中「国土地理院文書管理規則（平成13年国地達第１号）」を「公文書の管理に関する法律（平成21年法律第66号）」に改める。

第７章第１節１中「国土交通省」を「国土交通省・観光庁」に改める。

海上保安庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく海上保安庁の国民の保護に関する計画（海上保安庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第４節２中「独立行政法人海上災害防止センター」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の13第１項に規定する指定海上防災機関（以下「指定海上防災機関」という。）」に改める。

第３章第１節１中「独立行政法人海上災害防止センター」を「指定海上防災機関」に改める。

第３章第２節１中「独立行政法人海上災害防止センター」を「指定海上防災機関」に、「海上保安（監）部」を「本庁」に、「厚生労働省」を「内閣府」に改める。

第３章第３節２中「独立行政法人海上災害防止センター」を「指定海上防災機関」に、「文部科学省、経済産業省、原子力安全・保安院」を「原子力規制委員会」に改める。

第３章第３節５中「第42条の26」を「第42条の15」に、「独立行政法人海上災害防止センター」を「指定海上防災機関」に改める。

第５章２及び３中「独立行政法人海上災害防止センター」を「指定海上防災機関」に改める。